いわき市電子納品運用マニュアル

（基本事項）

第１　このマニュアルは、いわき市電子納品実施要領（以下「要領」という。）第３条第２項のマニュアルの内容を規定するものである。

（県ガイドラインの運用）

第２　このマニュアルの実施にあたり、福島県電子納品運用ガイドライン（案）（以下「県ガイドライン」という。）を次により運用する。

⑴　「福島県土木部」を「いわき市」に読み替える。

⑵　電子納品に関する照会については、監督員を通して総務部工事検査課に行う。

（電子納品の進め方）

第３　電子納品は、次のフローにより進める。

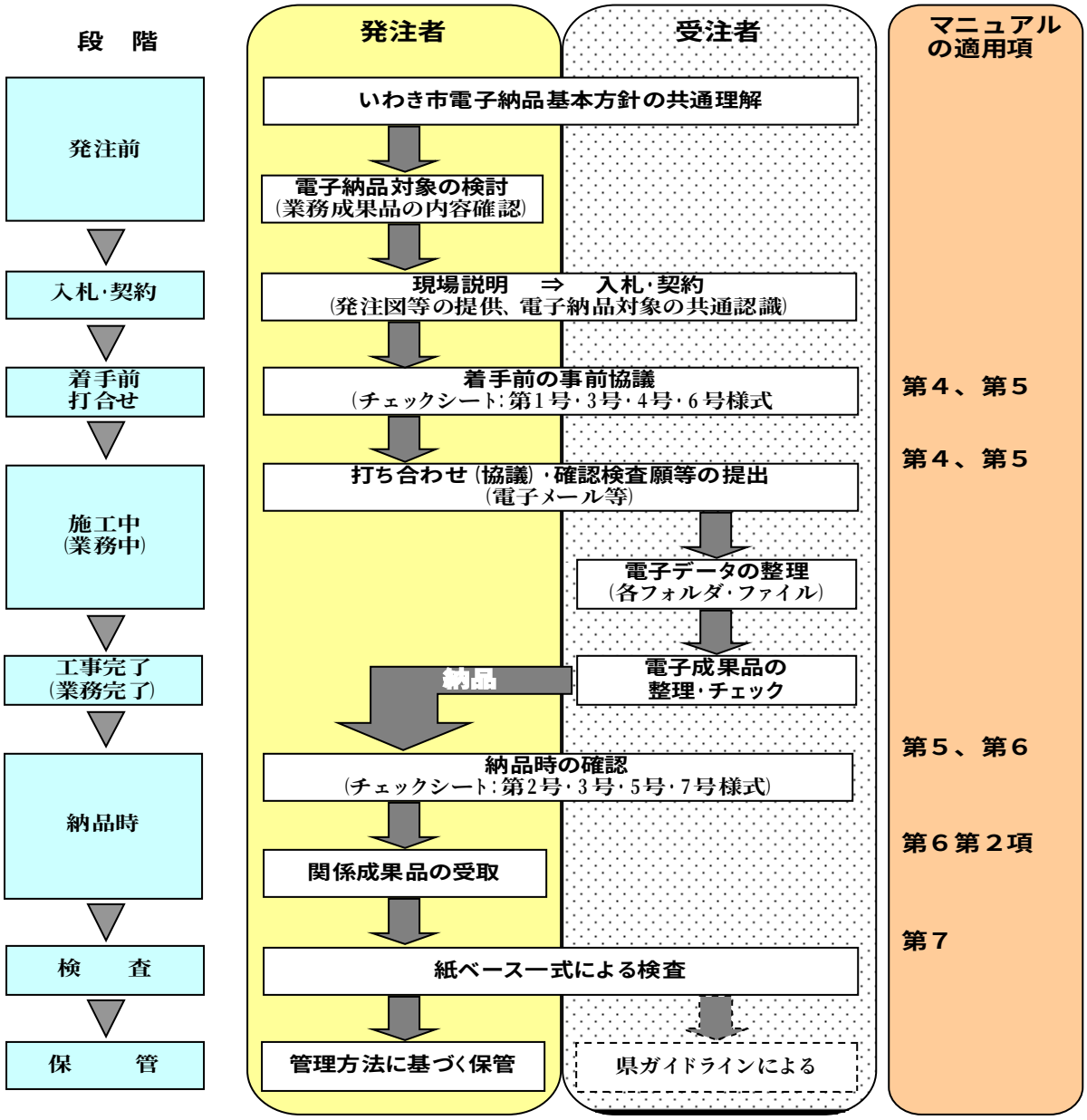

（電子納品対応レベル）

第４　要領に基づく対応は、市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査並びに設計業務（以下「建設工事等」という。）の受注者の対応機器及び対応者の状況（以下「対応環境」という。）に応じ、県ガイドラインの一部を除外して対応することができるものとする。

２　前項による受注者の対応を表－１電子納品のレベル判断基準に基づいて設定し、電子成果品の提出を表－２電子納品のレベル別対応に基づいて行うものとする。

３　前各項の対応については、対応環境の変化を捉えて適宜見直すものとする。

表－１　電子納品のレベル判断基準

判　定　項　目		レ　ベ　ル　判　断			
建設工事等経過記録		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	デジカメの操作	不安	可	良	良～優
	PC 整理	不可	可	良	良～優
協議・打合せ		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	PC にて資料作成	不安	可	良	良～優
	電子メールにて資料を送受信	不可	不安	可～良	良～優
ＣＡＤ図面の取扱い		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	提供データの修正	不可	可	可～良	良～優
	任意図面の作成	不可	不安	可	良～優
電子成果品の CD－R 格納		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	格納対応	不可	可	良	良～優
	セキュリティ対策	不安	有	有	有

表－２　電子納品のレベル別対応

判　定　項　目		レ　ベ　ル　判　断			
建設工事等経過記録		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	写真台紙	差込式	差込式	所定様式	所定様式
	写　　真	ｱﾅﾛｸﾞ DPE	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ DPE	PC 貼付	PC 貼付
協議・打合せ		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	資　　料	紙	紙と PC データ	紙と PC データ	紙と ＰＣデータ
	協　　議	面談	面談＞ E メール	面談＜ Ｅメール	面談＜ Ｅメール
協議図・しゅん工図		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	協議図	手書き	手書き ＞CAD 図	手書き ＞CAD 図	手書き ＜CAD 図
	任意図面の作成	手書き	手書き ＞CAD 図	手書き ＜CAD 図	手書き ＜CAD 図
成果品		レベル０	レベル１	レベル２	レベル３
	紙ベース納品	全て	全て	全て	全て
	CD－R格納納品	なし	工事写真 しゅん工図	工事写真 しゅん工図 打合せ簿	全て

（チェックシートの作成）

第５　チェックシートの作成は、表―３各段階に作成するチェックシートのとおりとする。

表―３　各段階に作成するチェックシート

	土木工事	業務委託	建築･設備設計業務委託	営繕工事	備　　考
着手前	第１号様式	第３号様式	第４号様式	第６号様式	事前協議時に作成する。
施工中	第１号様式	第３号様式	第４号様式	第６号様式	第４の見直し時に作成する。
納品時	第２号様式	第３号様式	第５号様式	第７号様式	納品時に作成する。

（納品）

第６　受注者は、納品時に要領第５条第１項の規定に基づき、関係成果品を提出するものとする。

２　監督員は、前項の関係成果品について、納品時のチェックシートと照合して漏れのないことを確認し受領する。

（検査）

第７　検査員が行う検査は、電子納品の状況をチェックシートにより確認し、紙ベースで行う。

２　監督員は、チェックシートをいわき市請負工事監督員執務要綱第 12 条第２項第４号の資料として、検査時に準備するものとする。